社会保険労務士による

個別労働相談会

働き方改革関連法が成立したことにより、本年４月から年次有給休暇の５日以上の取得が義務化されることになりました。事業者は、対象となる労働者に対し時季を指定して年次有給休暇を付与する必要があります。対象となる労働者に有給休暇の指定を行わなかった場合、30万円以下の罰金も！他にも、管理職も労働時間の管理義務、残業時間の制限や同一労働同一賃金の実現など、これまでの仕事や賃金のあり方を一変させる非常に大きなものです。

今後の施行スケジュールを確認し、会社が取り組まなければならない具体的な対応はできていますか。

日　時:平成31年２月19日(火)
３月　１日(金)
(両日)午後1時～午後4時まで

場　所:小松島商工会議所　１階会議室
講　師:玄番社会保険労務士事務所　代表
特定社会保険労務士　玄番芳江氏
費　用:無　料(当日の相談に限ります)

相談申込書(Fax 0885-32-0008)

希望日時	月　日　時　分から		
事業所名			
参加者名		電話番号	
相談内容 (簡単にお書き下さい)			

※ご記入いただいた内容は、当事業の目的以外に使用しない等個人情報の適切な保護に努めます。

主催：小松島商工会議所・(一財)小松島市産業振興協会　TEL32-3533　Fax32-0008